

神奈川県

E V 急速充電設備整備費補助金

補助事業実施の手引

(令和6年度版)

<注意事項>

- 補助事業の実施に当たっては、土地の規制に関する法令、土地使用の権原など、法令の順守及び関係者との権利関係の処理を補助事業者の責任において適切に行ってください。充電設備の整備後に土地の使用権原がなく充電設備を撤去する場合には、補助事業者に対して補助金の返還を求める場合があります。
- 国の補助金を受ける場合、交付申請時又は実績報告時に国の交付決定通知書の写しを添付してください。
- 県の交付決定より前に、E V 急速充電設備の設置工事に着工した場合は、補助金交付の対象となりません。
- 審査には1か月以上かかることがあります。申請書は、補助事業の着手予定日の1か月以上前に提出してください。
- 補助事業は令和7年3月24日(月)までに完了し、完了日の翌日から起算して2か月以内又は令和7年3月24日(月)のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください(郵送必着)。

— 目次 —

はじめに	3
令和5年度からの主な変更点	4
1 補助の概要	4
2 補助事業の実施の流れ	5
2-1 補助金の交付申請	6
2-2 申請書の提出	6
2-3 補助事業の実施	6
2-4 補助事業の完了と実績報告書の提出	6
3 補助の内容	7
3-1 補助対象者	7
3-2 補助対象設備	7
3-3 補助対象経費	8
3-4 補助額	10
4 交付申請	10
4-1 受付期間	10
4-2 補助事業の着手	11
4-3 申請方法	11
4-4 提出書類	12
4-5 申請に当たっての留意事項	17
5 交付・不交付の決定	17
6 補助事業の実施	18
6-1 実施状況の確認	18
6-2 事業計画の変更	18
6-3 事業計画の中止・廃止	19
6-4 補助事業の実施に当たっての留意事項	19

— 目次（続き） —

7	補助事業の完了	20
8	実績報告	20
8-1	実績報告書の提出期限	20
8-2	報告方法	20
8-3	提出書類	21
8-4	実績報告に当たっての留意事項	25
9	補助金の交付	26
9-1	補助対象設備の管理	26
9-2	補助対象設備の処分	26
10	問合せ先・書類の提出先	27
10-1	問合せ先	27
10-2	書類の提出先	27

はじめに

この手引で使用される用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
E V急速充電設備	電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車（E V）に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上の設備であって、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいいます。
経済産業省補助金	経済産業省が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するE V充電インフラの整備に関して交付する補助金のことをいいます。 <参考>経済産業省補助金（充電インフラ）の案内ページ https://www.cev-pc.or.jp/#no02
要綱	「神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱」のことをいいます。
要領	「神奈川県E V急速充電設備整備費補助金実施要領」のことをいいます。
手引	「神奈川県E V急速充電設備整備費補助金 補助事業実施の手引」（この手引）のことをいいます。
補助事業	県内の商業施設、宿泊施設、給油所、道の駅、事業所、工場、マンション、公共施設等に公共用等のE V急速充電設備を整備する事業のことをいいます。

令和5年度からの主な変更点

- ・ E V急速充電設備の新規整備に係る補助上限額を200万円に引き上げました。
- ・ 国の補助金等を併用する場合の補助額の算出方法を変更しました。
- ・ 県内地方公共団体による公共用のE V急速充電設備の整備を補助対象に追加しました。

1 補助の概要

新規（追加）又は入替で公共用等（※）のE V急速充電設備を整備する場合に、経費の一部を補助します。

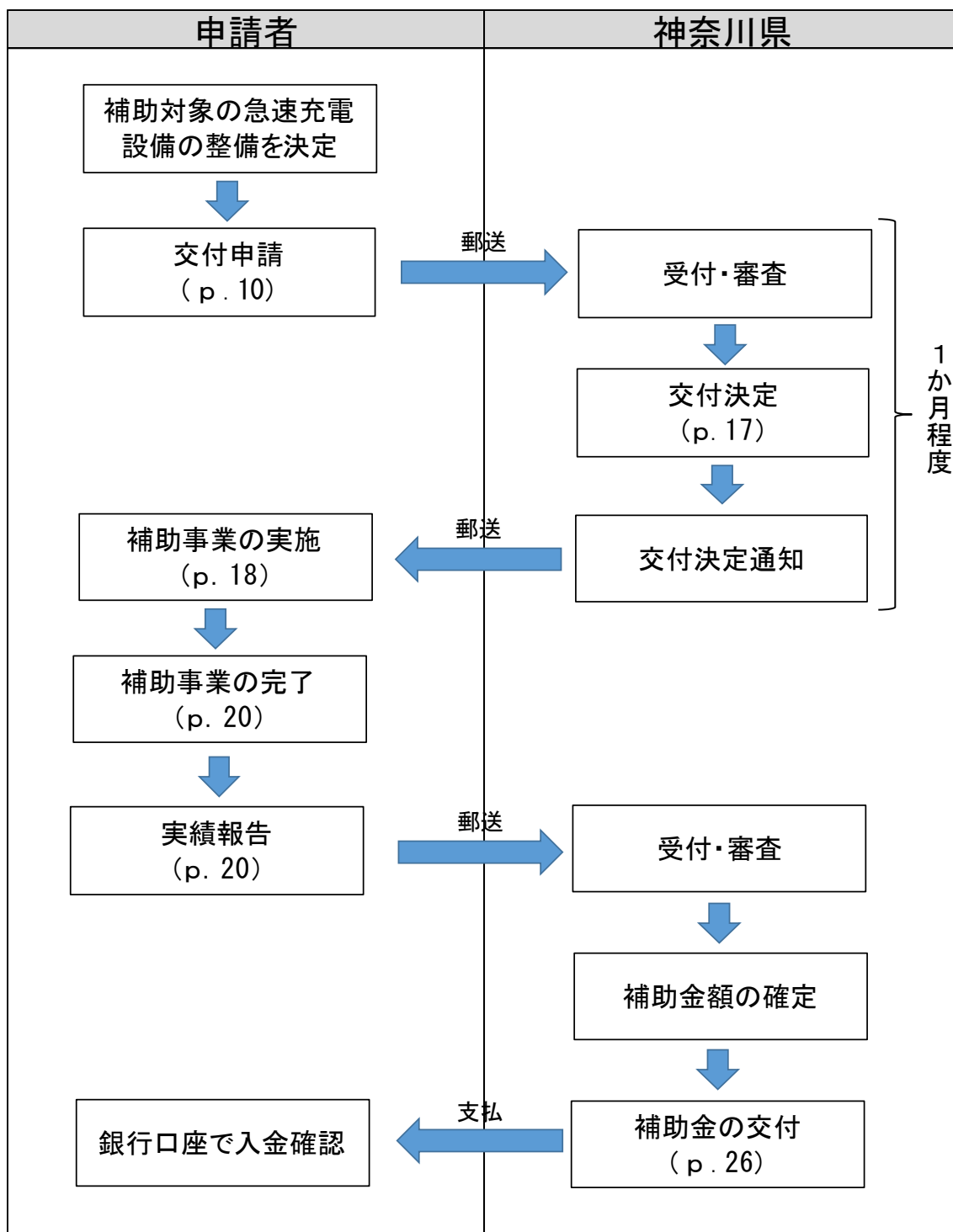
- ※ 路線バス事業、乗合タクシー事業、ハイヤー・タクシー事業の事業所において運送事業用車両用のE V急速充電設備を整備する場合は、公共用であることを要件としません。

詳しくは「3-2 補助対象設備」を確認してください。

○ 予算

1億200万円

2 補助事業の実施の流れ



2-1 補助金の交付申請

○受付期間

令和6年4月26日（金）から令和6年12月27日（金）（必着）まで

※予算上限に達した時点で終了します。

2-2 申請書の提出

交付申請書を郵送で提出してください。

- ・詳しくは「4 交付申請」を確認してください。
- ・申請書の提出に当たっては、この手引と要綱、要領をよく確認してください。

2-3 補助事業の実施

補助事業は、交付決定通知を受領した後に実施してください。

- ・詳しくは「6 補助事業の実施」を確認してください。

2-4 補助事業の完了と実績報告書の提出

補助事業が完了したら、期限内に実績報告書を郵送で提出してください。

- ・補助事業の完了については「7 補助事業の完了」を確認してください。
- ・実績報告書の提出期限等については「8 実績報告」を確認してください。
- ・提出のあった実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定した上で、補助金を交付します。

3 補助の内容

3-1 補助対象者

補助対象設備（次項を参照）であるEV急速充電設備の所有者となる**個人事業者、法人（※）、県内地方公共団体**です。

※ 管理組合法人を含みます。国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人は除きます。

- ・次に該当する場合は、各要件を満たす必要があります。

要件
<ul style="list-style-type: none">● EV急速充電設備の整備に係る経費を複数の事業者で負担する場合は、事業者の全員の同意を得て全員が補助事業者になること。 その場合、補助事業者のうちEV急速充電設備の所有者となる者のいずれか一者が補助金の申請及び報告を行うこと。● 共有している土地にEV急速充電設備を整備する場合は、共有者の全員の同意を得ること。● EV急速充電設備をリースにより整備する場合は、下記の要件を全て満たすこと。<ul style="list-style-type: none">・ EV急速充電設備の使用者（リース先）の同意を得てリース事業者と使用者（リース先）が補助事業者になること。・ リース事業者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けること。・ 補助金相当額が補助事業で導入するEV急速充電設備の使用者（リース先）に還元されるようにすること。・ リース契約期間が財産処分制限期間（5年）以上であること。

3-2 補助対象設備

県内に新規（追加）又は入替で整備する公共用等のEV急速充電設備が対象です。

- ・整備する場所は、県内の商業施設、宿泊施設、給油所、道の駅、事業所、工場、マンション、公共施設、バス・タクシーの事業所等です。
- ・補助対象設備は、次の要件を全て満たす必要があります。
(路線バス事業、乗合タクシー事業、ハイヤー・タクシー事業の事業所に整備する場合は、次の要件のうちアからウを満たす必要があります。)

設備の要件
ア 経済産業省補助金、その他の国の補助金（以下「経済産業省補助金等」といいます。）の交付対象となるEV急速充電設備（次項を参照）であること。
イ 未使用品であること。（中古品又は新古品ではないこと。）
ウ EV急速充電設備を設置する土地の使用権原を有していること。（借地の場合は、土地の使用許諾及びEV急速充電設備を設置することの許諾を取り、許諾を証する書類の提出が可能であること。）
エ EV急速充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
オ EV急速充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。（※）
カ EV急速充電設備の充電場所を示す案内板を当該施設の入り口、幹線道路に面した場所等、人目につきやすい場所に設置すること。
キ EV急速充電設備の利用を会員制により行う場合、非会員であっても何らかの方法により利用可能とすること。

※ ただし、時間貸し駐車場等における駐車料金の徴収は可とします。

- ・充電設備の利用可能時間については、なるべく長時間（可能であれば24時間）利用できるようにしてください。（必須の要件ではありません。）

3-3 補助対象経費

EV急速充電設備の設備費と設置工事費に係る経費です。

- ・対象となる設備は、経済産業省補助金等の交付対象となるEV急速充電設備（※）です。

※経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6/R6_juden_jougen_meigara.pdf

（一覧は更新される場合があります。最新の情報は経済産業省補助金のホームページを確認してください。）

- ・対象となる設置工事は、次のとおりです。

補助対象	設置工事
対象	基礎・据付工事、搬入・運搬工事、電気配線工事、通信線工事、配管工事、ブレーカー工事、開閉器盤設置工事、掘削・埋設工事、建柱工事、デマンド工事、課金デバイス工事、ハンドホール設置工事、高圧受変電設備設置工事、特別措置に基づく受電工事（電力会社が申請者等に請求する工事負担金）、案内板設置工事、ライン引き工事、路面表示工事、屋根設置工事、小屋設置工事、防護用部材設置工事、電灯設置工事
対象外	アスファルト等の舗装がされていない駐車スペースへのアスファルト舗装工事、既設のEV急速充電設備の撤去工事や移設・処分、その他既存物の撤去工事や移動・処分、充電設備等の稼働試験、監視カメラ等の防犯システムや消火器等の防災設備の設置、その他知事が対象外と認めるもの 等

- ・その他、対象となる設置工事に係る費用は、次のとおりです。

対象	雑材・消耗品費、養生費、図面作成費、レイアウト検討費、特別措置における電力会社立会・協議費、安全誘導員費、停電回避費、充電スペース造成費、現場監督等の労務費、その他設置にかかる費用で知事が必要と認めるもの
対象外	客先協議費、申請手続代行費、その他知事が対象外と認めるもの 等

- ・値引きがある場合は、値引き後の金額です。
- ・消費税及び地方消費税は含みません。
- ・次のいずれかの関係にある会社から調達（工事等を含む。）する場合は、利益等を除いた金額です。他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。
 - 補助事業者自身
 - 100パーセント同一の資本に属するグループ企業
 - 補助事業者の関係会社（上記以外）

3-4 補助額

1 基当たりにつき次の(1)から(3)のうちいずれか低い額です。(千円未満は切捨て)

(1) 補助対象経費に3分の1を乗じた額

(2) 整備方法の区分別の補助上限額

整備方法の区分	出力	補助上限額
新規（追加）	10kW以上	200万円
入替	10kW以上50kW未満	50万円
	50kW以上	100万円

(3) 国の補助金等（※1）を受ける場合は、補助対象経費から国の補助金等の補助額（※2）を控除した額

※1 名称を問わず補助金相当と認められるものを含みます。

※2 県の補助金を設備費のみ申請する（設置工事費を申請しない）場合は、国の交付決定額のうちEV急速充電設備の設備費に相当する金額とします。国の交付決定を受ける前に県へ交付申請する場合は、国の補助金等の交付申請（予定）額としてください。

4 交付申請

4-1 受付期間

令和6年4月26日（金）から令和6年12月27日（金）（必着）まで

- ・ 審査に1か月以上かかることがあります。補助事業の着手（次項を参照）の予定日の1か月以上前に申請書を提出してください。
- ・ 経済産業省補助金などの国の補助金等を受ける場合は、国の交付決定通知書の写しを交付申請時又は実績報告時に提出してください。
- ・ 国の補助金を受ける場合でも、国の交付決定の前に県へ交付申請することができます。
- ・ 受付期間中であっても、予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。
- ・ なお、予算額の終了時点で複数の交付申請があったときは、抽選（くじ引き方式）で交付対象とする申請を選定する場合があります。
(審査は別途行った上で、交付を決定します。)

- ・受付状況及び抽選の詳細は、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金のホームページ（※）上でお知らせします。

※ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/r6quick-charge.html>

4-2 補助事業の着手

次の行為をいいます。

E V急速充電設備に係る設置工事の着工

- ・設置工事の着工の具体例は、「3-3 補助対象経費」の設置工事の表を参照してください（補助対象となる設置工事（搬入・運搬工事を除く。）が、着工に当たる行為です。）。
- ・当該工事費を補助対象経費として申請していない場合でも、補助対象となる設置工事（搬入・運搬工事を除く。）のいずれかの着工が補助事業の着手に当たります。

4-3 申請方法

郵送で提出してください。（持込みでの提出は受け付けません。）

- ・書類の提出先は、「10-2 書類の提出先」を確認してください。

4-4 提出書類

提出する書類は次のとおりです。次表で提出が必要な書類を確認して提出してください。

No.	提出書類	申請者			
		個人事業者	法人	リース事業者	路線バス、タクシー事業者
1	神奈川県E V急速充電設備整備費補助金交付申請書（別表2第1号様式）	○	○	○	○
2	神奈川県E V急速充電設備整備費補助金事業計画書（別表2第1号様式別紙1）	○	○	○	○
3	見積書の写し	○	○	○	○
4	E V急速充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類	△	△	△	△
5	E V急速充電設備等の仕様が確認できるもの	○	○	○	○
6	申請者等の確認書類	○	○	○	○
7	役員等氏名一覧表（別表2第1号様式別紙2）	-	○	○	○
8	E V急速充電設備の設置が管理組合法人の決定によることを明らかにする書類	-	△	-	-
9	国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し又はこれに代わるもの	-	-	-	○
10	土地の使用権原の確認書類 （土地の登記事項証明書 又は 土地の使用及びE V急速充電設備の設置に関する許諾書）	○	○	○	○
11	工事着工前の要部写真	○	○	○	○
12	設計図面（※）	○	○	○	○
13	共同申請同意書（別表2第1号様式別紙3）	-	-	○	-
14	共同負担事業に関する同意書（別表2第1号様式別紙4）等	△	△	△	△
15	利益等の排除に関する書類	△	△	△	△
16	その他知事が必要と認める書類	△	△	△	△

○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの

※ 設備費のみ申請する場合は「設置場所見取図」のみ、
設置工事費を申請する場合は「設置場所見取図」及び「電気系統図」を提出

- ・ 申請書の様式は、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金のホームページ（※）からダウンロードしてください。

※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/r6quick-charge.html>

(1) 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金交付申請書（別表2第1号様式）

記載例を参考に、所定の様式に必要な事項を記載してください。

(2) 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金事業計画書（別表2第1号様式別紙1）

記載例を参考に、所定の様式に必要な事項を記載してください。

(3) 見積書の写し

E V急速充電設備の本体の調達と設置工事を別の事業者依頼する場合は、それぞれの見積書の写しを提出してください。（設備費のみを申請する場合は、本体の調達に係る見積書の写しのみで可とします。）

- ・見積書等からEV急速充電設備の設備費と設置工事費の内訳が確認できない場合は(4)も提出してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(4) EV急速充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類

EV急速充電設備の**設備費と設置工事費の内訳**が確認できる書類を提出してください。(設備費のみを申請する場合は、設備費の内訳のみで可とします。)

- ・(3)の書類から内訳が確認できる場合は提出不要です。
- ・適当な書類がない場合は、任意の様式に必要事項を記載してください。

(5) EV急速充電設備等の仕様が確認できるもの

申請内容に応じて、次の書類を提出してください。

申請内容	提出書類
EV急速充電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表※の該当設備が記載されたページを印刷したもの ・入替の場合は、上記に加えて、既設のEV急速充電設備のメーカー名、型式が分かる保証書の写し又はこれに代わるもの
付帯設備（屋根、小屋、充電設備等保護用部材、電灯）、デマンドコントローラー及び課金デバイス	メーカー名、型式、価格、仕様が分かるカタログや仕様書等

※経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6/R6_juden_jougen_meigara.pdf

(一覧は更新される場合があります。最新の情報は経済産業省補助金のホームページを確認してください。)

(6) 申請者等の確認書類

申請者等の区分によって次の書類を提出してください。

申請者等の区分	提出書類
個人事業者	運転免許証、写真付き住民基本台帳カード又はマイナンバーカード（表面）のいずれかの写し又は住民票の写し（※）

申請者等の区分	提出書類
法人	現在事項若しくは履歴事項証明書（※） 又はこれに代わるもの
リース事業者	・申請者（リース事業者）に関する上記の書類 ・使用者（リース先）に関する上記の書類

※ 発行日から3か月以内の原本又は写しを提出してください。

(7) 役員等氏名一覧表（別表2第1号様式別紙2）

申請者が法人の場合、又は申請者がリース事業者で使用者（リース先）が法人の場合は、記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(8) EV急速充電設備の設置が管理組合法人の決定によることを明らかにする書類
申請者が管理組合法人の場合は、提出してください。

(9) 国土交通大臣の許可（※）を受けたことを証する書類の写し又はこれに代わるもの

路線バス事業、乗合タクシー事業、ハイヤー・タクシー事業の事業所に整備する場合は、提出してください。

※道路運送法第4条第1項に基づく国土交通大臣の許可

- ・国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類がない場合は、運輸局から証明を受けた「証明願」を提出してください。

(10) 土地の使用権原の確認書類

土地の区分によって次の書類を提出してください。

土地の区分	提出書類
補助事業者のみが所有者である土地	土地の登記事項証明書（※1）
補助事業者と第三者の共有地	土地の使用及びEV急速充電設備の設置に関する許諾書又はこれに代わるもの（※2）
借地（補助事業者が所有権を有さない土地）	土地の使用及びEV急速充電設備の設置に関する許諾書又はこれに代わるもの（※2）

※1 発行日から3か月以内の原本又は写しを提出してください。

※2 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

- ・EV急速充電設備を財産処分制限期間（5年）以上設置することの許諾を土地所有者から得たうえで申請してください。

(11) 工事着工前の要部写真

次の写真を全てカラーで提出してください。

提出が必要な要部写真	
ア	E V急速充電設備を設置予定の充電スペース全景写真 (入替の場合は、既設のE V急速充電設備の充電スペース全景写真)
イ	E V急速充電設備の本体の設置予定場所(別体の課金デバイスや電源部がある場合は、これらの設置予定場所)の写真 (入替の場合は、既設のE V急速充電設備の本体の設置場所(別体の課金デバイスや電源部がある場合は、これらの設置場所)の写真)
ウ	公共用の場合は、案内板の設置予定場所の写真 (既設の案内板がある場合は、公道からの全景写真)
エ	入替の場合は、既設のE V急速充電設備の銘板写真(別体の課金デバイスや電源部がある場合は、これらの銘板写真)
オ	充電スペースを造成する場合は、充電スペースの造成予定場所の写真

- ・何について撮影した写真であるか判別できるよう、写真には、撮影項目の名称(充電スペース全景、E V急速充電設備の設置予定場所、既設E V急速充電設備の銘板など)を付してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(12) 設計図面

次の図面をA 3 サイズで提出してください。

提出が必要な設計図面	
ア	設置場所見取図
イ	電気系統図

- ・設置工事費を申請しない場合は、アの図面のみ提出してください。
- ・経済産業省補助金の記載例(※)にある「記載が必要な内容」が分かるように作成してください。

※「設置場所見取図」の記載例

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6/R6_juden_tenpu_koufu_mitori.pdf

※「電気系統図」の記載例

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6/R6_juden_tenpu_koufu_keitou.pdf

(13) 共同申請同意書（別表 2 第 1 号様式別紙 3）

申請者がリース事業者の場合は、記載例を参考に、所定の様式に必要な事項を記載してください。

(14) 共同負担事業に関する同意書（別表 2 第 1 号様式別紙 4）等

EV急速充電設備の整備に係る経費を複数の者で負担する場合は、次の書類を提出してください。

提出が必要な書類
共同負担事業に関する同意書（別表 2 第 1 号様式別紙 4）
全ての共同負担者に関する「(6) 申請者等の確認書類」に記載の書類

(15) 利益等の排除に関する書類

次のいずれかの関係にある会社から調達（工事等を含む。）する場合は、補助対象経費（「3-3 補助対象経費」を参照）が利益等を排除した金額であると分かる書類を提出してください。

- 補助事業者自身
- 100 パーセント同一の資本に属するグループ企業
- 補助事業者の関係会社（上記以外）

※他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。

※経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(16) その他知事が必要と認める書類

必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

- ・ 経済産業省補助金などの国の補助金等を受ける場合で、国の交付決定額が決まっているときは、「国の補助金の交付決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にてEV急速充電設備を整備する場合で、補助対象経費として「特別措置に基づく受電工事費」や「電力会社立会・協議費」を申請するときは、電力会社に提出し受領された当該契約の「申込書」及び電力会社が発行した「請求書」の写しを提出してください。
「申請書」や「請求書」の写しを申請時に提出できない場合は、電力会社との協議結果に基づく見込額等が分かる書類でも可とします。

- ・「公道」に整備する場合は、管轄している警察署から道路使用許可を得ていることを証する書類及び道路を管理している地方公共団体から道路占用許可を得ていることを証する書類を提出してください。
財産処分制限期間（5年）以上設置することについては、それについて協議したことが分かるものを提出してください。
- ・「時間貸し駐車場」に整備する場合は、時間貸し駐車場であることを証する表示（料金看板）の写真を提出してください。

4-5 申請に当たっての留意事項

- ・提出書類には、インデックスを付けてください。
(インデックスの名称や付け方は、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金のホームページ(※)に掲載のチェックリストで確認してください。
※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/ent/f4259/r6quick-charge.html>)
- ・申請書を手書きで記入する場合は、黒色又は青色のボールペンで記入してください。(鉛筆や消すことができるインクのペンで記入したものについては、受け付けません。)
- ・提出された書類の返却はしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・提出された交付申請書類の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正する場合があります。

5 交付・不交付の決定

提出のあった交付申請書を審査し、補助金の交付の可否について決定した上で、申請者に書面で通知します。

- ・交付決定通知は事業終了後も必要となりますので大切に保管してください。

6 補助事業の実施

補助事業は、交付決定通知を受領した後に、通知に記載された内容に従って実施してください。

- ・ 交付決定通知を受領する前に次の行為を行った場合には、補助事業の着手に当たるので、補助金の交付を受けられません。

補助事業の着手に当たる行為

E V急速充電設備に係る設置工事の着工（※）

※ 詳しくは「4-2 補助事業の着手」を確認してください。

- ・ 次の場合には、速やかに県に報告し、その指示を受けてください。

ア 補助事業が交付申請書に記載した事業完了予定日までに完了する見込みのない場合
イ 補助事業が交付申請書に記載した事業完了予定日までに完了しない場合
ウ 補助事業の遂行が困難となった場合

6-1 実施状況の確認

県が補助金の交付決定をした後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

6-2 事業計画の変更

県が補助金の交付決定をした後に、補助事業の内容を変更しようとする場合で、交付決定額（交付決定通知に記載された補助金額）にその20%を超える影響を及ぼす（減額となる）ときは、速やかに次の書類を提出してください。

計画の変更時に提出が必要な書類
神奈川県E V急速充電設備整備費補助金変更承認申請書（別表2第4号様式）
変更承認共同申請同意書（別表2第4号様式別紙1）（※1）
共同負担事業に関する変更承認申請同意書（別表2第4号様式別紙2）（※2）
変更内容が確認できる書類

※1 申請者がリース事業者の場合は、提出してください。

※2 E V急速充電設備の整備に係る経費を複数の事業者で負担する場合は、提出してください。

- ・ 交付申請時に見積書を基に県の補助額を算出（「3-3 補助対象経費」及び「3-4 補助額」を参照）した場合で、実際の契約額に見積額から値引きがあったときに、県が交付決定した補助額に影響を及ぼす（減額となる）ケースがあります。この場合、上記書類の提出が必要となりますので、速やかに県に連絡してください。

・ **交付決定額の20%を超える減額が生じない場合は、提出不要です。**

（実績報告の際に、「神奈川県EV急速充電設備整備費補助金仕様変更報告書（別表2第10号様式別紙3）」を提出してください。）

- ・ 経済産業省補助金を受ける場合であって、当該補助金の取下げに該当する次の計画変更の必要性が生じた場合は、速やかに県に連絡してください。

経済産業省補助金の取下げに該当する計画変更

申請者、リース契約の有無、EV急速充電設備の設置場所住所、EV急速充電設備の販売会社又は工事施工会社、EV急速充電設備の基数・出力

6-3 事業計画の中止・廃止

県が補助金の交付決定をした後に、補助事業を中止・廃止しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

計画の中止・廃止時に提出が必要な書類

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金中止・廃止承認申請書（別表2第7号様式）
--

中止・廃止承認共同申請同意書（別表2第7号様式別紙1）（※1）

共同負担事業に関する中止・廃止承認申請同意書（別表2第7号様式別紙2）（※2）

※1 申請者がリース事業者の場合は、提出してください。

※2 EV急速充電設備の整備に係る経費を複数の事業者で負担する場合は、提出してください。

6-4 補助事業の実施に当たっての留意事項

土地の規制に関する法令、土地使用の権原など、法令の順守及び関係者との権利関係の処理を申請者の責任において適切に行ってください。

- ・ 次に該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

エ 補助事業の実施に関して、不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

7 補助事業の完了

次の3つが全て完了することをいいます。

- | |
|--------------------|
| ア EV急速充電設備の設置工事の完了 |
| イ EV急速充電設備の引渡し |
| ウ 代金支払の完了 |

- ・補助事業は令和7年3月24日（月）までに完了しなければなりません。

8 実績報告

8-1 実績報告書の提出期限

次のいずれか早い日まで（郵送必着）です。

- | |
|--|
| ア 補助事業が完了した日の翌日から起算して2か月以内 |
| イ 令和7年3月24日（月）（ <u>補助事業完了の期限と同日</u> です。御注意ください。） |

- ・実績報告書類は提出期限までに不備のない状態で提出してください。
- ・提出期限が、県の休日に当たる場合は、その休日の前日までに提出してください。
（例）補助事業が令和6年11月2日（土）に完了した場合、
2か月後の令和7年1月2日（木）は県の休日に当たるため、
提出期限は、休日に入る前の令和6年12月27日（金）となります。
- ・補助事業の完了時期ごとの提出期限は次のとおりです。

補助事業の完了時期	提出期限
令和7年1月24日までに完了	完了日から2か月以内
令和7年1月25日から3月24日の間に完了	令和7年3月24日（月）

8-2 報告方法

郵送で提出してください。

- ・書類の提出先は、「10-2 書類の提出先」を確認してください。

8-3 提出書類

提出する書類は次のとおりです。次表で提出が必要な書類を確認して提出してください。

No.	提出書類	実績報告者			
		個人事業者	法人	リース事業者	路線バス、タクシー事業者
1	神奈川県E V急速充電設備整備費補助金実績報告書（別表2第10号様式）	○	○	○	○
2	神奈川県E V急速充電設備整備費補助金事業結果報告書（別表2第10号様式別紙1）	○	○	○	○
3	振込先口座情報の確認書類	○	○	○	○
4	E V急速充電設備のリースに係る契約書の写し	—	—	○	—
5	発注書の写し	○	○	○	○
6	請求書（内訳書含む。）の写し	○	○	○	○
7	E V急速充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類	△	△	△	△
8	領収書の写し、金融機関発行の振込証等	○	○	○	○
9	設置完了証明書（別表2第10号様式別紙2）	○	○	○	○
10	完成後の要部写真	○	○	○	○
11	完成後の設計図面（※）	○	○	○	○
12	E V急速充電設備の保証書	○	○	○	○
13	国の補助金の交付決定通知書の写し	△	△	△	△
14	神奈川県E V急速充電設備整備費補助金仕様変更報告書（別表2第10号様式別紙3）等	△	△	△	△
15	その他知事が必要と認める書類	△	△	△	△

○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの

※ 設備費のみ申請する場合は「設置場所見取図」のみ、設置工事費を申請する場合は「設置場所見取図」及び「電気系統図」を提出

- ・ 報告書の様式は、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金のホームページ（※）からダウンロードしてください。

※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/r6quick-charge.html>

(1) 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金実績報告書（別表2第10号様式）

記載例を参考に、所定の様式に必要な事項を記載してください。

(2) 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金事業結果報告書（別表2第10号様式別紙1）

記載例を参考に、所定の様式に必要な事項を記載してください。

(3) 振込先口座情報の確認書類

次の事項を確認できる通帳等の写しを提出してください。

- ア 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）
- イ 金融機関名及び店名
- ウ 預金の種類
- エ 口座番号

- ・ 申請者名義の口座に限ります。
- ・ ネットバンク等で通帳がない場合は、上記の事項を確認できる画面、キャッシュカード等の写しで可です。

(4) EV急速充電設備のリースに係る契約書の写し

申請者がリース事業者の場合は、提出してください。

(5) 発注書の写し

EV急速充電設備の本体の調達と設置工事を別の事業者¹に依頼した場合は、それぞれの発注書の写しを提出してください。（設備費のみを申請する場合は、本体の調達に係る発注書の写しのみで可とします。）

- ・ 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(6) 請求書の写し

EV急速充電設備の本体の調達と設置工事を別の者に依頼した場合は、それぞれの請求書の写しを提出してください。（設備費のみを申請する場合は、本体の調達に係る請求書の写しのみで可とします。）

- ・ 請求書等からEV急速充電設備の設備費と設置工事費の内訳が確認できない場合は(7)も提出してください。
- ・ 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(7) EV急速充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類

EV急速充電設備の設備費と設置工事費に係る経費の内訳が確認できる書類を提出してください。（設備費のみを申請する場合は、設備費の内訳のみで可とします。）

- ・ (6)の書類から内訳が確認できる場合は提出不要です。
- ・ 適当な書類がない場合は、任意の様式に必要事項を記載してください。

(8) 領収書の写し、金融機関発行の振込証等

補助事業に係る全額の支出を証する書類の写しを提出してください。(設備費のみを申請する場合は、本体の調達に係る領収書の写し等のみで可とします。)

- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。
- ・印紙税法(昭和42年法律第23号)の適用を受ける領収書は印紙が貼られているものの写しに限ります。
- ・インターネット等による振込の場合は金融機関発行の支払完了を証する書類を提出してください。WEB取引の場合は送金が完了したことを示す照会画面等を印刷したものを提出してください。

(9) 設置完了証明書(別表2第10号様式別紙2)

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(10) 完成後の要部写真

次の写真を全てカラーで提出してください。

提出が必要な要部写真	
ア	E V急速充電設備の充電スペース全景写真
イ	E V急速充電設備の本体の設置場所(別体の課金デバイスや電源部がある場合は、これらの設置場所)の写真
ウ	E V急速充電設備の銘板写真(別体の課金デバイスや電源部がある場合は、これらの銘板写真)
エ	公共用の場合は、案内板の設置場所の写真(公道に面する入り口に設置した場合は、当該公道からの全景写真)
オ	その他、申請した工事項目に該当する要部写真(高压受変電設備、分電盤、引込開閉器盤、手元開閉器盤、配線・配管、引込柱・建柱、ハンドホール、デマンドコントロール機器、課金デバイス機器、ライン引き、路面表示、屋根、小屋、防護用部材、電灯、造成した充電スペースなど)

- ・何について撮影した写真であるか判別できるよう、写真には、撮影項目の名称(充電スペース全景、E V急速充電設備の本体、高压受変電設備、課金デバイス、手元開閉器盤、配線・配管など)を付してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(11) 完成後の設計図面

完成後の次の図面をA3サイズで提出してください。

提出が必要な設計図面
ア 完成設置場所見取図
イ 完成電気系統図

- ・ 設置工事費を申請しない場合は、アの図面のみ提出してください。
- ・ 経済産業省補助金の記載例（※）にある「記載が必要な内容」が分かるように作成してください。

※「完成設置場所見取図」の記載例

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R4ho/r04ho_juden_tenpu_jisseki_mitori.pdf

「完成電気系統図」の記載例

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R4ho/r04ho_juden_tenpu_jisseki_keitou.pdf

(12) EV急速充電設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書

メーカー名、型式、製造番号（シリアル番号）、保証開始日、発行先（申請者名）が確認できるものを提出してください。

- ・ 別体の課金デバイスがある場合で、EV急速充電設備の本体と別々に保証される場合は、当該課金デバイスの保証書も提出してください。
- ・ メーカーが認めた第三者の発行する保証書を提出する場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限ります。

(13) 国の補助金の交付決定通知書の写し

経済産業省補助金などの国の補助金等を受ける場合で、交付申請時に提出していない場合は、提出してください。

(14) 神奈川県EV急速充電設備整備費補助金仕様変更報告書（別表2第10号様式別紙3）等

補助金額（交付決定通知に記載）にその20%を超える影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、変更した内容が分かる書類と併せて提出してください。

(15) その他知事が必要と認める書類

必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

- ・「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にてE V急速充電設備を整備した場合で、補助対象経費として「特別措置に基づく受電工事費」や「電力会社立会・協議費」を申請したときは、電力会社が発行した領収書又は支払ったことを証する振込証明書（※）を提出してください。

※ 支払ったことを証する振込証明書については、インターネット等による振込の場合は金融機関発行の支払完了を証する書類を提出し、WEB取引の場合は送金が完了したことを示す照会画面等を印刷したものを提出してください。

8-4 実績報告に当たっての留意事項

- ・ 提出書類には、インデックスを付けてください。
(インデックスの名称や付け方は、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金のホームページ（※）に掲載のチェックリストで確認してください。
※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/r6quick-charge.html>)
- ・ 実績報告書を手書きで記入する場合は、黒色又は青色のボールペンで記入してください。(鉛筆や消すことができるインクのペンで記入したものについては、受け付けません。)
- ・ 提出された書類の返却はしません。実績報告書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・ 提出された実績報告書類の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正する場合があります。

9 補助金の交付

実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定した後、指定の口座に補助金を振り込みます。

- ・ 交付決定時と金額が異なる場合は、その旨の通知をします。
- ・ 交付決定時から金額に変更がない場合は、通知はしません。
銀行口座で入金を確認してください。

9-1 補助対象設備の管理

補助金の交付を受けた方は、次の点に留意してください。

ア 補助事業により設置した設備については、財産処分制限期間（5年）内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」といいます。）する場合には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられることがあります。

イ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

ウ 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

- ・ 個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- ・ 法人又は地方公共団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

9-2 補助対象設備の処分

財産処分制限期間（5年）内にEV急速充電設備を処分する場合は、必ず事前に次の書類を提出してください。

財産処分制限期間内に設備を処分する場合に提出が必要な書類

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金財産処分承認申請書（別表2第12号様式）

10 問合せ先・書類の提出先

10-1 問合せ先

神奈川県 環境農政局 脱炭素戦略本部室 運輸グループ

E V急速充電設備整備費補助担当

電話 045-210-4133 (直通)

受付期間 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く。)

8:30～17:15 (12:00～13:00 は除く。)

10-2 書類の提出先

各種書類を提出する場合は、1部、次の宛先に郵送してください。

(県から問合せがあったときのために必ず写しを手元に保管してください。)

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 運輸グループ

E V急速充電設備整備費補助担当